

秋田県優良工事表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 県が発注した工事のうち、優秀な工事を施工したものを表彰することにより、建設技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 対象は、前年度に完成した工事とし、秋田県工事成績評定に基づき評価されたものとする。

(表彰の名称)

第3条 名称は、「秋田県優良工事表彰」とする。

(表彰の基準)

第4条 次のすべてを満足すること。

- (1) 当該工事の出来形が優秀であること。
- (2) 当該工事全般の管理状況が良好であること。
- (3) 当該企業において労働災害がないこと。
- (4) 当該企業における各工事の施工成績が良好であること。
- (5) 建設業法を遵守し、他の模範とされる施工企業であること。

(推薦)

第5条 各所属長は、表彰することが相当と認める工事があるときは、選考委員長へ推薦するものとする。

(選考委員会)

第6条 表彰すべき工事を選考するため選考委員会を置き、その構成は、別表第1のとおりとする。

- 2 選考委員会は、次項の幹事会の調査報告に基づいて協議し、表彰すべき工事を決定するものとする。
- 3 選考委員会に幹事会を置き、その構成は別表第2のとおりとする。
- 4 幹事会は、各所属長より推薦のあった工事について、当該工事の調査を行い、その結果を選考委員会に報告するものとする。

(表彰)

第7条 表彰の種類は、優良工事表彰、特別表彰及び地域振興局長表彰とする。

- 2 被表彰者は、施工企業の代表者（共同企業体の場合にあっては、構成員のそれぞれの代表者）及びその工事を担当した監理技術者等とする。

(事務局)

第8条 事務局は、技術管理課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

平成10年3月27日一部改訂

平成12年4月1日一部改訂

平成16年4月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成19年4月1日一部改訂

平成20年4月1日一部改訂
平成21年6月1日一部改正
平成22年4月28日一部改正
平成23年4月25日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成28年2月9日一部改正
平成29年3月9日一部改正
平成30年3月16日一部改正

別表第1

区 分	構 成 員
選考委員長	副 知 事
選 考 委 員	総 務 部 長
〃	農林水産部長
〃	建 設 部 長
〃	出 納 局 長

別表第2

幹 事 会 構 成 員
秋 田 県 入 札 制 度 適 正 化 推 進 委 員 会 技 術 専 門 部 会 員
知 事 部 局 関 係 課 室 長
教 育 庁 関 係 課 室 長
県 警 関 係 課 室 長